

令和元年5月27日現在

機関番号：32682

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2016～2018

課題番号：16K03060

研究課題名(和文)近代法胎動期における私立法学系高等教育の地方普及とその教育実態の系統的解明

研究課題名(英文) Systematic Elucidation on Regional Spread of Private Higher Education Institutions of Law and the Actual Condition of Those Education when Modern Codes of Law were enacted in Japan

研究代表者

村松 玄太 (MURAMATSU, Genta)

明治大学・総務部総務課・専任職員

研究者番号：80639568

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,500,000円

研究成果の概要(和文)：期間内に実施した研究は次の通りである。第1に、各員の分担により、明治期における全府県の教育統計書および関連資料を実施した。その結果およそ1880年代から1900年代にかけて全国的に創設された私立法学学校の存在とそれらの教育実態を明らかにしえた。第2に、第1の研究成果を統合し、私立法学学校の全国分布を解明するに至った。第3に、熊本法律学校、金沢地域の法律学校、高知法律学校、名古屋法律学校等についてその教育実態を解明した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究の遂行を通して、第1に、日本の近代法学系高等教育がどのように展開し、普及するに至ったか、新たな知見を得る事により、高等教育史研究の一端の解明に資した。第2に、これまで等閑視されがちであった、近代日本の社会生活基盤の発展に私立教育研究機関の果たした役割とその存在意義を明らかにしすることができた。第3に、これまで横断的に利用することの少なかった大学アーカイブズの研究資源を有効に活用した萌芽的事例として意義を見出し得た。

研究成果の概要(英文)：The studies conducted during the period are as follows. First, we implemented educational statistics and related materials for all prefectures during the Meiji era. As a result, we clarified the existence of private law schools that were established nationwide from about the 1880s to the 1900s, and their educational realities. Second, we elucidated the national distribution of private law schools. Third, we clarified the educational realities of Kumamoto law school, Kanazawa area law schools, Kochi law school, Nagoya law school and so on.

研究分野：高等教育史・日本近代史

キーワード：法律学校 大学アーカイブズ 高等教育史 日本近代史 五大法律学校 神田 法学教育

様式 C-19、F-19-1、Z-19、CK-19 (共通)

### 1. 研究開始当初の背景

大学アーカイヴズは大学の営みを挙証するための歴史記録を保存・活用する機関である。申請者たちは明治期に私立法学系高等教育機関として出発した大学の沿革史編纂及び、その過程で得た研究資源の活用を目的とした大学アーカイヴズの構築に先導的に関わってきた。申請者たちの所属する大学アーカイヴズは、手塚豊「司法省法学校小史」(1967年)等にはじまる先駆的な法学教育史研究(のち『明治法学教育史の研究』として1988年に刊行)を継受発展させて『法政大学百年史』(1980年)、『専修大学百年史』(1981年)、『明治大学百年史』(1984-1994年)、『中央大学百年史』(2001-2005年)、『日本大学百年史』(1997-2006年)等の成果を生み出し、日本において私立法学系高等教育機関が要請されるに至った背景と、各機関ならびにその輩出人材が近代法の整備と普及、ひいては近代日本の社会基盤形成に貢献したことを個別に明らかにしてきた。

申請者たちはこれまでの各機関による個別的な成果を基礎に一層発展させ、機関同士の比較やその連携実態の解明に重点を置き、2013年からこれまで未解明の課題であった法典論争期(1889-1895年)における法律学校間のダイナミックな結びつきの実態に関する研究を推進した(基盤研究(C)「民法典論争期前後における私立法学系高等教育機関の連携と対抗の実態に関する研究」研究代表 村松玄太 研究課題番号 25370797 研究期間 2013-2015年度)。

申請者たちは前記研究を推進する中で、発展的に以下の課題を抱懐するに至った。

第1に、近代日本における法学教育の地方への普及をより明らかにする必要性である。明治期には交通の未発達や経済的な問題から上京せずに地方在住のまま法学教育を受ける層が存在していた。その数は東京で学ぶ層に比べ多数にのぼるため、法学の全国的な普及状況を明らかにするには、地方における法学教育の実態を詳らかにすることが必要である。これらの層が法学高等教育を享受するために2つの方策が存在した。まず近代法典整備期にあたる1880年代から1900年代にかけて全国に簇生した私立地方法律学校の存在である。これらの機関の教育が日本の法学普及に果たした意義はきわめて深い。しかしわずかに鈴木秀幸『大学史および大学史活動の研究』(2010年) 坂詰智美「会津法律学校：その設立から廃止まで」(2011年)が数例の紹介を図ったに過ぎず、申請者たちも東北・九州設置法律学校調査を実施したが、全容を解明するに至っていなかった。もう1つが「校外生制度」と称された地方在住者向けの通信教育制度である。東京に所在する法律学校では、1880年代半ばから自学用テキストを刊行して地方の法学学習志望者の便を図っていた。この実態についても個別的な解明に留まっており、現状では十分な検証が進んでいない。

第2に、上述の困難を乗り越えて上京・就学した地方出身者における「東京遊学」実態解明の必要性である。当時東京に所在した私立法学系高等教育機関では、関東地方以外の出身者が学生の過半を占めており、卒業後相当数の者が地方に戻り、東京で学んだ法学知識を活かし全国各地で法曹や私立地方法律学校の講師として活動した。「東京遊学」経験者は法学地方普及の有力な担い手であり、彼らの東京での生活実態や学習の様子、そして卒業後の進路等について明らかにすることは、地方における法学教育を成立せしめた前提として重要である。しかしこれまでにかかる研究の蓄積がなく、今後統計的有意な実例を収集した上での実態解明が求められる。

第3に、こうした法学の地方普及を支える東京所在私立法学系高等教育機関及び関係者の連携実態解明の必要性である。「五大法律学校」「九大法律学校」などと称された私立法学系高等教育機関が、学校間の討論会等を活発に実施するなど連携し法曹養成実績を相互に高めていた事が知られる。申請者たちの調査により私立地方法律学校の設置にあたって、複数の機関やその関係者が連携協力した事例が存在する事が判明した。連携の事例を一層収集し、解明を図る必要がある。

### 2. 研究の目的

本研究は、日本の近代法胎動期にあたる1880~1900年代における私立法学系高等教育の地方普及とその教育実態を明らかにすることを目的とする。

具体的な研究項目は、私立地方法律学校の比較検証、地方在住者向け法学通信教育及び講義録の比較、地方出身者の東京での就学(いわゆる「東京遊学」)の実態、法学の地方普及を支える東京所在私立法学系高等教育機関及び関係者の連携、の4つである。

本研究の遂行を通して近代法の形成と普及に私立機関がいかに寄与したかを明示するとともに、大学アーカイヴズ機関における連携研究の基盤構築への貢献を企図する。

### 3. 研究の方法

1880~1900年代の近代法胎動期における私立法学系高等教育の地方への普及と、その教育内容の実態について、各員の専門領域である日本近代史・高等教育史及び各大学史により班別に分析作業にあたった。

私立地方法律学校の比較検証(担当:村松玄太〔研究代表者〕・中川壽之・瀬戸口龍一・阿部裕樹〔以上、研究分担者〕・松原太郎・古俣達郎〔以上、研究協力者〕)

私立地方法律学校の性格を明らかにするため、全国に所在した私立地方法律学校について、

(1)設置時期、(2)設置経緯、(3)教育方針、(4)講師陣、(5)カリキュラム、(6)教育実態、(7)廃止年代とその背景に関する情報を比較検証した。

地方在住者向け法学通信教育及び講義録の比較（担当：村松・中川・阿部・松原）

地方在住者のうち地方法律学校に通わなかった者が頼りとした法学通信教育の実態と機関別の特色を明らかにするため、(1)1880年代中盤から各法律学校で刊行されるようになった法学通信教育の講義録、(2)各大学アーカイヴズで所蔵する学則や事務文書類、(3)各大学アーカイヴズで所蔵する機関誌の彙報類、(3)当時の新聞・法律雑誌類、(4)各大学アーカイヴズの所蔵する機関誌の彙報類を比較検証を行った。しかしこれらについては、体系的な収集が困難であり、研究期間中に十分に検討が行えなかったため、今後の重点的な検討課題とした。

法学の地方普及を支える東京所在私立法学系高等教育機関及び関係者の連携（担当：村松・中川・瀬戸口・阿部・古俣）

私立地方法律学校の設置や通信教育等、地方における法学普及に東京所在の私立法学系高等教育機関とその関係者が密接に関与していた。その事を明らかにするため、(1)各大学アーカイヴズで所蔵する学則や事務文書類、(2)各大学アーカイヴズで所蔵する機関誌の彙報類、(3)私立地方法律学校の設置に関わった人物の伝記類から分析を行った。

#### 4. 研究成果

2016年度は、日本における近代法胎動期である1880～1900年代の私立法学系高等教育の地方普及とその教育の実態調査を行った。

具体的な内容は次の通りである。第1に、私立地方法律学校の実態調査を実施した。2016年8月に愛知県及び岐阜県における明治期の私立法律学校及び関係者の資料調査を実施し、2017年1月に神奈川県横浜市において、横浜法律学校を中心とする資料調査を行った。これらの調査を通して、明治20年代の地方における私立法律学校の設立に、東京所在の法律学校関係者が連携して、法律の地方普及を目指していた実態の一端を明らかにすることができた。2017年度も国内未調査地域の法律学校調査を引き続き実施する予定である。第2に、法律学校生徒の就学実態調査を実施した。2016年8月の愛知県調査では、東京で法律学校に就学していた人物の資料調査を行い、テキスト・書簡等の資料の確認を行うことができた。第3に、法律学校及び関係者の実態を知る一環として、国立国会図書館デジタルコレクションにおいて公開されている明治期の各学校名簿を利用し、法律学校生徒の機関間移動の実態調査を実施した。生徒側が、各法律学校の教育の特性を理解し、必要に応じて随時学校間を流動していた実態を把握することができるため、同調査の集計は、アルバイトの協力を得て2017年度も継続する予定である。第4に、私立法律学校の輩出した法曹の活動実態に注目し、東京弁護士会・第二東京弁護士会合同図書館において関係者の資料調査を実施した。

なお、これらの調査成果の一部を活用し、2016年10月30日開催（於たばこと塩の博物館）の「専修大学創立140周年記念事業 目賀田種太郎と近代日本 教育者・法律家・官僚として」関連シンポジウム「明治期における神田五大法律学校の意義と役割」にて報告及びパネルディスカッションを実施した。

2017年度は、日本における近代法胎動期である1880～1900年代の私立法学系高等教育の地方普及とその教育にかかる実態調査及び、その成果を一部活用した展示会を実施した。

具体的な内容は次の通りである。第1に、私立地方法律学校の実態調査を実施した。まず、研究会会員分担の上、明治期に刊行された府県別の統計書を調査し、統計書掲載の全府県の法律学校を把握した。その結果、とくに法律学校の分布が有意に多かった東北地方の全体調査を、2017年9月に実施した。調査先は市立米澤図書館、山形県立図書館、山形県立博物館、山形県立教育資料館で、山形市・米沢市・酒田市に設置された法律学舎関係資料を調査した。また宮城県仙台市において、東北法律学校関係調査を行った。同校の後継である学校法人三島学園にて東北法律学校設置と沿革に関わる貴重資料を閲覧した。後継法人が存続している例はきわめて珍しいため、その後宮城県図書館・同公文書館において同校設置関係資料を撮影した。また2017年12月に、中川研究分担者が熊本法律学校関係資料調査を実施した。これらの調査を通して、明治20-30年代の私立地方法律学校の設立に、東京所在の法律学校関係者が連携して、法律の地方普及を目指していた実態の一端を明らかにすることができた。

第2に、法律学校及び関係者の実態を知る一環として、前年に引き続き、国立国会図書館デジタルコレクションにおいて公開されている明治期の各学校名簿を利用し、法律学校生徒の機関間移動にかかわる調査を実施した。

また、これまでの調査成果の一部を活用し、写真展示「神田学生街の記憶 1880-1980 五大法律学校の記憶」（於 ECOM 駿河台）を開催した。

2018年度は、前年に引き続き、日本近代法胎動期（1880～1900年代）の私立法学系高等教育における地方普及とその教育に関する実態調査を行うとともに、これまでの研究成果を総括した報告書『近代法胎動期における私立法学系高等教育の地方普及とその教育実態の系統的解明』を刊行した。

具体的な内容は次の通りである。第1に、私立地方法律教育の実態調査を実施した。2018年8月に、これまで調査をしたことのない北海道南地域における法学系高等教育機関と法曹関係調査を実施した。調査先は、函館市中央図書館、市立函館博物館および旧函館裁判所関係故地である。今回の調査においては、これまでの統計書調査などからは明らかになっていなかった「巴学校」という法学教育機関の存在を発見するに至った。また北海道内の要衝であった函館における司法・行政機構の様相について確認を行った。2019年1月には、八戸市立図書

館において、明治時代の諸法律学校講義録および同時期の法律書、明治時代の八戸における法律家関係資料の閲覧を行った。そのなかに横浜法律学校関係資料が多く含まれていた。同校は短期間で閉校したため、資料の存在は貴重であったといえる。併せて明治期の八戸在住代表人や、八戸青年会についても関係資料を調査した。

第2に、刊行した報告書でこれまでの研究成果を発表した。同書は「論文編」「全国私法律学校一覧」「法律学校研究会記録」の3編に内容を分かち、において熊本法律学校(中川)金沢地域の法律学校(瀬戸口)高知法律学校(阿部)名古屋法律学校(古俣)について報告を行った。では各員で研究会で把握した全国の法律学校の紹介を紹介した。においては、これまでの本研究会の記録を掲載した。

本研究から地方における法律教育の実態の一端が明らかにされた。この成果を土台に、比較検討を通して深化・総合化させることが課題となった。

## 5. 主な発表論文等

### [雑誌論文](計22件)

瀬戸口龍一、《研究ノート》昭和初年の熊本地域における法学教育に関する一考察 大江義塾を中心として、専修大学史紀要、査読無、第11号、2019、84-101

中川壽之、九州地方の私法律学校、近代法胎動期における私立法学系高等教育の地方普及とその教育実態の系統的解明、査読無、2019、114-121

松原太郎、中国・四国地方の私法律学校、近代法胎動期における私立法学系高等教育の地方普及とその教育実態の系統的解明、査読無、2019、107-113

村松玄太、近畿地方の私法律学校、近代法胎動期における私立法学系高等教育の地方普及とその教育実態の系統的解明、査読無、2019、99-106

瀬戸口龍一、甲信越・北陸・東海地方の私法律学校、近代法胎動期における私立法学系高等教育の地方普及とその教育実態の系統的解明、査読無、2019、94-98

古俣達郎、関東地方の私法律学校、近代法胎動期における私立法学系高等教育の地方普及とその教育実態の系統的解明、査読無、2019、77-93

阿部裕樹、北海道・東北地方の私法律学校、近代法胎動期における私立法学系高等教育の地方普及とその教育実態の系統的解明、査読無、2019、73-76

古俣達郎、名古屋法律学校 明治期地方法律学校の一事例として、査読無、近代法胎動期における私立法学系高等教育の地方普及とその教育実態の系統的解明、査読無、2019、61-72

阿部裕樹、法学普及からみる高知法律学校創立前後の動向、査読無、近代法胎動期における私立法学系高等教育の地方普及とその教育実態の系統的解明、査読無、2019、48-60

瀬戸口龍一、明治初期、中学における法学教育について 金沢地域を主な事例にして、近代法胎動期における私立法学系高等教育の地方普及とその教育実態の系統的解明、査読無、2019、32-47

松原太郎、明治28年度講義録と長島鷲太郎、日本大学大学史ニュース、査読無、第16号、2019、5-6

中川壽之、明治20年代における法学教育の地方普及の実態について、近代法胎動期における私立法学系高等教育の地方普及とその教育実態の系統的解明、査読無、2019、5-31

松原太郎、空齋山田伯伝(三)、覺誌、査読無、第14号、2018、67-106

瀬戸口龍一、明治初期の東京における私法律学校について、専修大学史紀要、査読無、第10号、2018、33-68

松原太郎、空齋山田伯伝(二)、覺誌、査読無、第13号、2018、71-101

松原太郎、企画展「神田学生街の記憶」について、日本大学大学史ニュース、査読無、第13号、2017、2

松原太郎、創立者と雑誌『法政文』、日本大学大学史ニュース、査読無、第13号、2017、5-6

阿部裕樹、目で見ると明治大学の歩み#68 神田発! 法律知識の全国普及、雑誌明治、査読無、2017、72-73

松原太郎、空齋山田伯伝(一)、覺誌、査読無、第12号、2017、39-74

中川壽之、大庭裕介氏「旧刑法改正論のゆくえと司法省における旧民法編纂の経緯」: 2017年度第46回明治維新史学会大会討論要旨、明治維新史研究、査読無、第14号、2017、72-73

21 松原太郎、山田顕義生誕地の異説について、日本大学大学史ニュース、査読無、第12号、2017、7-9

22 松原太郎、山田顕義と瓦屋旅館、日本大学大学史ニュース、査読無、第11号、2016、5-6

### [学会発表](計5件)

瀬戸口龍一、明治期の専修大学と目賀田種太郎、専修大学創立140周年記念事業「目賀田種太郎と近代日本」関連シンポジウム「明治期における神田五大法律学校の意義と役割」

2016年10月30日

古俣達郎、専修大学と法政大学 草創期を中心として、専修大学創立140周年記念事業「目賀田種太郎と近代日本」関連シンポジウム「明治期における神田五大法律学校の意義と役割」、2016年10月30日

阿部裕樹・村松玄太、明治大学の創立と専修大学のかかわり、専修大学創立140周年記念事業「目賀田種太郎と近代日本」関連シンポジウム「明治期における神田五大法律学校の意義と役割」、2016年10月30日

中川壽之、英吉利法律学校と専修学校 二つの学校をつなぐもの、専修大学創立140周年記念事業「目賀田種太郎と近代日本」関連シンポジウム「明治期における神田五大法律学校の意義と役割」、2016年10月30日

松原太郎、日本法律学校と神田学生街について、専修大学創立140周年記念事業「目賀田種太郎と近代日本」関連シンポジウム「明治期における神田五大法律学校の意義と役割」、2016年10月30日

〔図書〕(計2件)

中川・瀬戸口・松原・阿部・古俣・村松、近代法胎動期における私立法学系高等教育の地方普及とその教育実態の系統的解明、法律学校研究会、2019

松原太郎、山田顕義と萩、一般社団法人萩ものがたり、2019

〔産業財産権〕

出願状況(計 件)

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
出願年：  
国内外の別：

取得状況(計 件)

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
取得年：  
国内外の別：

〔その他〕

ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究分担者

研究分担者氏名：中川 壽之

ローマ字氏名：NAKAGAWA Toshiyuki

所属研究機関名：中央大学

部局名：大学史資料課

職名：嘱託職員

研究者番号(8桁)：40643945

研究分担者氏名：瀬戸口 龍一

ローマ字氏名：SETOGUCHI Ryuichi

所属研究機関名：専修大学

部局名：大学史資料室

職名：室長  
研究者番号（8桁）：30645916

研究分担者氏名：阿部裕樹  
ローマ字氏名：ABE Yuki  
所属研究機関名：明治大学  
部局名：総務課  
職名：専任職員  
研究者番号（8桁）：40625266

(2)研究協力者  
研究協力者氏名：松原太郎  
ローマ字氏名：MATSUBARA Taro

研究協力者氏名：古俣達郎  
ローマ字氏名：KOMATA Tatsuro

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。